報第１号

令和８年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用
教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１１条第１項の規定に基づき、令和８年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について岐阜県教科用図書選定審議会の答申を受け、別紙のとおり専決したので、その承認を求める。

令和７年５月２２日提出

岐阜県教育委員会

教　育　長　　堀　　貴　雄

＜根拠法令＞

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から五まで　略

六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関すること及び県立学校の教科書を採択すること。

七から二十まで　略

第４条　教育長は、緊急の場合には、第１条第１項各号に規定する事務を専決することができる。

２　教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書選定審議会）

第１１条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

２・３（略）

＜参考＞

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第１０条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

令和７年５月１４日

岐阜県教育委員会
　教育長　堀　貴雄　様

岐阜県教科用図書選定審議会
会長　今村　光章

答　申

このことについて、令和７年４月１８日に諮問のあった下記事項は適当である。

記

○　令和８年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）

義教第２７０号
令和７年５月１５日

各市町村教育委員会教育長
各特別支援学校長　様
各国・私立小・中学校長

岐阜県教育委員会　教育長

令和８年度使用小・中学校用教科用図書及び特別支援学校の小・中学部用
教科用図書の採択基準について（通知）

教科用図書の採択については、日頃から格段の配慮をいただいているところです。

標記の件について、別紙のとおり定めました。

つきましては、当採択基準を踏まえ、教科用図書を適正かつ公正に採択するようお願いします。

令和８年度使用小・中学校用教科用図書及び特別支援学校の小・中学部用教科用図書の採択基準

１　基本方針

（１）義務教育諸学校における教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。

（２）教科書の採択に当たっては、採択地区協議会委員、調査員等の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるように配慮すること。とりわけ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意すること。

（３）次の各項目を踏まえ、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。

・　学習指導要領（平成２９年３月告示）を踏まえ、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の実現につながるものであること。

・　当該採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること。

・　障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること。

（４）教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。

（５）これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりすることのないよう、採択地区協議会等において十分な審議を行うこと。

（６）教科書の採択が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、保護者や地域住民に対してその説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会等における選定資料や議事録、採択権者においては採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること。

２　採択に当たっての留意事項

（１）小・中学校用教科書について

・　令和７年度においては、令和６年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第６条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

（２）特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

・　令和７年度においては、令和６年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記（３）のとおり、学校教育法附則第９条第１項の規定する採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができること。

（３）学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書の採択について

・　特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第９条第１項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

・　調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料［特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用］」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

３　共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、次に示す内容を参考にすること。

（１）設置

・　最初の会の招集者は、各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。

・　各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。

①　採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針

②　協議会について

ア　名称、目的、組織、構成

イ　委員の選出、委嘱の方法など

ウ　委員の名簿

エ　その他

（２）運営及び協議

①　採択地区内では、令和７年８月５日（火）までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。

②　市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から令和７年８月１２日（火）までの期間中に採択を決議し、その旨を採択地区協議会に報告すること。

③　採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。

④　市町村教育委員会は、採択地区の採択完了以後に、各学校へ採択結果を通知すること。

⑤　保護者等の幅広い視点から教科書についての意見を聞くことができるよう、採択地区協議会の委員の構成や協議の進行の仕方等を工夫改善すること。

⑥　協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続を明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めること。

⑦　採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行うこと。

⑧　採択結果及びその理由をはじめとした教科書採択に関する情報を保護者や地域住民等が容易に得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

義教第１７８号
令和７年４月１８日

令和７年度岐阜県教科用図書選定審議会
会　長　様

岐阜県教育委員会
教育長　堀　貴雄

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１１条第１項の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求める。

記

○　令和８年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）

令和７年度　義務教育諸学校の教科用図書採択事務の流れ
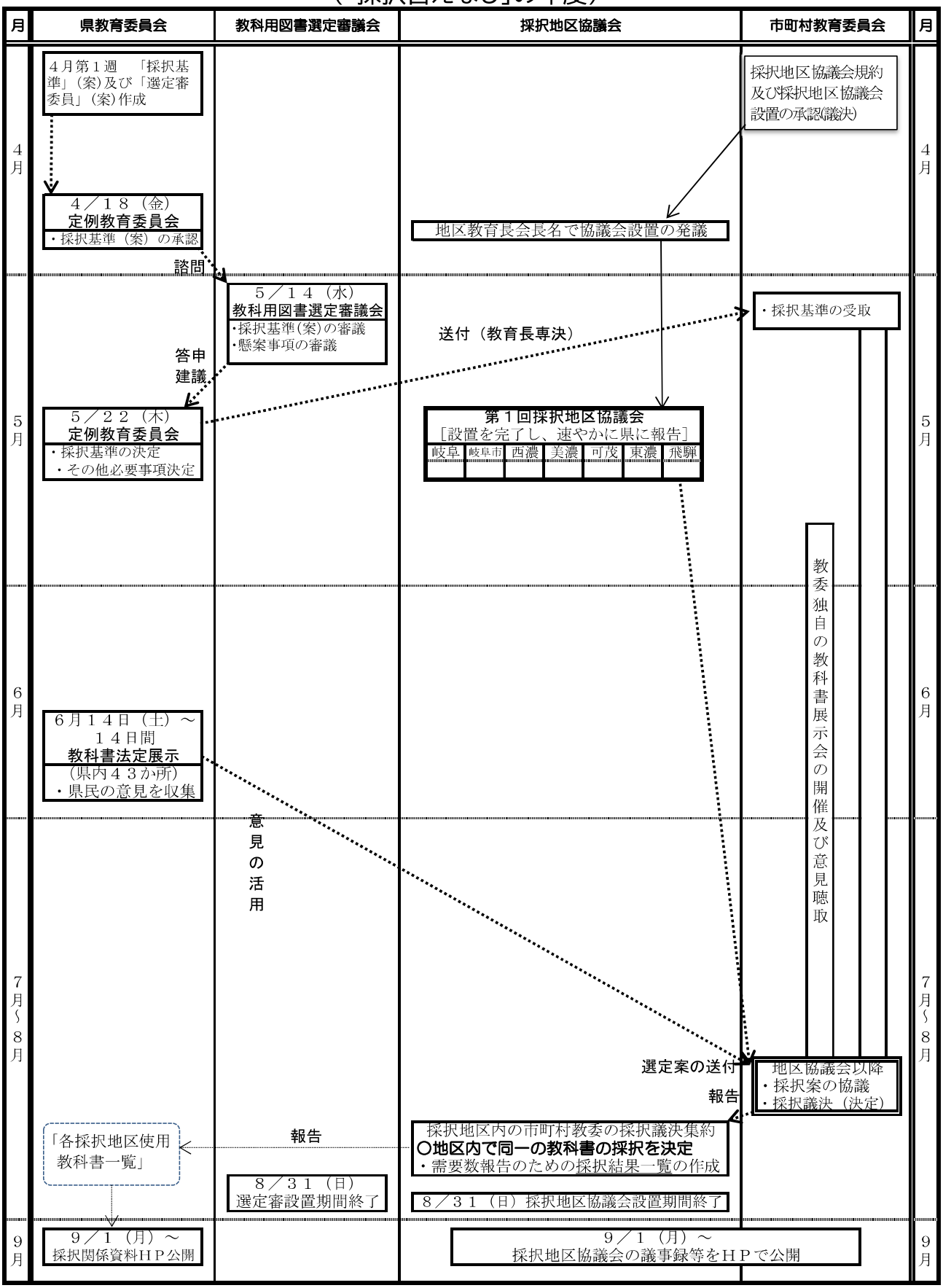
（「採択替えなし」の年度）